

## 福島県内宿泊促進支援事業委託仕様書【公募用】

### 1 委託業務名

福島県内宿泊促進支援事業

### 2 業務の目的

エネルギー価格や物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている事業者に対し、県内旅行客への宿泊割引を実施することで、宿泊をきっかけとした旅行需要を喚起し、宿泊事業者を含めた関連事業へ経済効果が波及する支援として、福島県内宿泊促進支援事業を実施する。

### 3 委託期間等

#### (1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

#### (2) 事業実施期間

令和8年4月～令和9年2月の期間のうち4回程度実施し、合計7ヶ月程度を予定。

※ 執行状況によって期間変更及び延長可能性有り。

#### (3) 想定割引規模

宿泊割引：90万人泊（2,700,000千円）

### 4 文言等定義

#### (1) 登録宿泊事業者（以下、「宿泊事業者」という。）

旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を受けている県内で営業する宿泊施設（下宿営業を営む者及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く）、又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づき福島県知事に届け出を行い県内で宿泊提供を行う者のうち、本事業への参画が認められた事業者。

#### (2) 取扱い旅行業者（以下、「旅行業者」という。）

日本国内に法人格を有する旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた者のうち、県内に事業所がある事業者。

#### (3) 国内OTA（以下、「OTA」という。）

実店舗を持たずにインターネット上だけで旅行商品の取引が完結する事業者のうち、国内に拠点を有し、日本の旅行業法令に従い事業を営む事業者。

## 5 宿泊割引の内容

### (1) 対象

① 日本在住で福島県内宿泊施設に宿泊する旅行者

② インバウンド宿泊者（団体客<sup>\*</sup>を除く）

※ 団体客とは海外の事業者を通じて予約のあった者とする。

### (2) 割引額

一泊税込8,000円以上の宿泊について、3,000円割引。

※ 各地方公共団体実施の割引との併用は可能とするが、適用後上記金額に満たない場合は対象外とする。

### (3) 想定規模

宿泊割引(1人一泊あたり3千円)：90万人泊

## 6 業務内容

以下内容は、本事業を行う上で必要な業務毎に組織立てて、整理したものであり、提案に際しては、これによる必要はない。ただし、その場合であっても、以下業務を網羅的に実施できる効率的かつ効果的な独自の手法等を企画提案すること。

### (1) 事務局設置・運営

#### ① 事務局設置

本業務に特化した十分な環境の事務所機能（既存企業内に設けることも可）や経験を有する人員を配置し、適切に遂行できる体制を整備すること。

#### ② 調整関係

3(2)に併せた事業開始が出来るよう、6(2)「個人旅行に関する事務対応」、6(3)「旅行業者の宿泊旅行に関する対応」の各業務における進捗状況の把握や予算状況の管理、その他全体の総括を担うほか、県等との事務調整を隨時行うこと。

#### ③ 情報発信・利用促進

本事業の専用ホームページを制作・運営するとともに、県内外からの観光誘客促進が図れるよう、広報・周知や旅行業者の販促支援等を行うほか、参画する事業者（宿泊施設、旅行業者）が利用可能なPRツールを作成し、配布すること。

情報発信に際しては、リーチ数と質を重視するため、リーチ単価の最も低い媒体を中心に選定をするとともに、発信方法については県内向け各種広報及び全国向けデジタル広報等幅広い内容とすること。

実施時期については、スムーズな事業実施が図れる時期とすること。

#### ④ 不正への対応

6（2）～（3）業務等で不正が疑われるものについては、必要に応じて、法務相談や事実確認等の調査等を実施し、県と対応協議の上、問題の解決にあたること。

#### ⑤ 実績報告等

6（2）以降の業務に係る実績をとりまとめ、利用者状況等による傾向の分析などを踏まえた報告書を作成すること。

なお、事業途中においても、県からの指示に基づき利用者状況等の傾向を報告すること。

### （2）個人旅行に関する事務対応

#### ① システムの改修・維持・運用等

##### ア システム

令和5年度福島県観光需要創出支援事業（以下、「来て。」割という。）で使用したシステム（株式会社ピアトゥー社製ウェブ上クーポン発行システム「ステイナビ」）を活用すること。また、県の指示の下、事業内容に即したシステム改修を行うこと。

##### イ 取扱いクーポンと主な改修事項

同システムにおいて、web 上での「宿泊割引クーポン」の発行、管理を行うこと。

##### ウ 事業者の登録・更新等

宿泊事業者や旅行業者の募集・登録・更新に係る業務を行うこと。

##### エ システム問合せ対応

3（2）に示す事業実施期間の1ヶ月前を目処に、システム利用に関する旅行者向け、事業者向けのコールセンターを設置・運営を開始し、問合せに対応する十分な体制・人員を整備すること。コールセンターは、「来て。」割で実績のある事業所を活用するとともに、フリーダイヤルを使用すること。

#### ② 手続き等の周知等

5（1）、（2）による手続き周知のためのマニュアル制作や宿泊事業者向け説明会等を行うなどし、円滑な事業運営に努めるとともに、生じた課題、問題に適切に対処すること。

#### ③ 宿泊割引原資の管理等

予め、旅行業者及びO T Aに宿泊割引原資を配分の上、登録宿泊事業者にも配分するとともに、執行状況等を常時確認し適切な管理を行うこと。

なお、配分額は、予め県に確認を受けた額で行うとともに、速やかに執行状況等が県と共有できるよう体制等を整えること。

#### ④ 支払業務

実績報告のあった登録宿泊事業者に対する支払い業務を行い、速やかな支払いに努めること。宿泊施設において適切に手続きを行った場合、宿泊日の属する月の翌月20日までに入金できるよう体制を構築すること。

⑤ 個人情報等の管理等

収集した個人、事業者等情報が漏洩等しないよう適切な管理を徹底するとともに、収集した個人、事業者等情報の本事業以外の利用は認めない。

**(3) 旅行業者の宿泊旅行に関する対応**

① 旅行商品の申請受付等

旅行商品については、旅行業者の3(2)期間中に催行した旅行のみ対象とすること。

② 申請等に係る周知等

募集前に、ウェブ説明会等により申請適格や申請可能な旅行商品、申請手続き方法などについて、事業者への周知を行うこと。

③ コールセンターの設置

参画旅行会社からの問合せに対応するコールセンターを設置、運営すること。

④ 実施結果審査、宿泊割引の支払い等

事業者からの実施結果（参加者数や宿泊先等の確認）を審査し、適正と判断されるものに対し、配分額の範囲で支払いを行うこと。

⑤ その他調整事務

申請された旅行について、必要に応じて宿泊代金等が適当かなどについて宿泊施設に確認を行うこと。

**7 成果品**

(1) 事業実績報告書（給付金支払実績・経費の妥当性を証明する書類）

(2) 掲出物及び制作物

**8 提出書類**

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届（様式第4号）
- ・統括責任者通知書（様式第5号）
- ・業務体制・緊急時連絡体制（任意様式）
- ・実施行程表（任意様式）
- ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・委託業務完了届（様式第6号）
- ・委託業務収支決算書（様式第7号）
- ・成果品
- ・その他、本委託業の実績に必要な資料

## **9 事業の実施に係る留意点**

- (1) 本事業の遂行にあたっての再委託については、次のとおりとする。
- ア 乙は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲に書面によりあらかじめ承諾を得た場合は、業務の一部について再委託できるものとする。
- イ 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 乙は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに甲に報告し協議を行い、その指示を受けることとする。
- (3) 乙は、業務実施過程で発生した障害や事故については、大小にかかわらず甲に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 本業務で予定していた支援額に残余が発生している場合は、事務経費を含め契約額全体の減額を実施する。
- (5) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。
- (6) 事業の実施において個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。

## **10 その他**

- (1) 必要な許認可等手続き  
受託事業者は、本事業実施のため必要な関係官公庁その他に対する許認可等の諸手続きについて、県と打合せの上、迅速に処理するものとする。なお、受託事業者が関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は、交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を甲に申し出て協議する。
- (2) 情報共有・協議の徹底  
受託事業者は、本事業の期間において、県との間で随時打合せを行うものとする。なお、県の求めに応じ、受託事業者は逐次調整状況と経過報告を行う。
- (3) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めることとする。